○国土交通省令第　　号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第四号及び第十八条第二項並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第六条第一号、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第五条並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項第一号の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第四号ト

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第十八条第七号

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第一条第三号ト

四　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第一条第七号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和十年一月一日から施行する。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第一条第四号トの規定は、令和十年七月一日以後に行われる特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条に規定する所得の計算について適用し、同日前に行われる同条に規定する所得の計算については、なお従前の例による。

２　前項に定めるもののほか、新規則第一条第四号トの規定は、令和十年七月一日以後に開始される特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅及び同法第十八条第二項に規定する賃貸住宅（以下この項において「特定優良賃貸住宅等」という。）の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る同法第三条第四号イ又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に

関する法律施行規則第七条第一号から第三号まで、第六号若しくは第二十六条第四号若しくは第七号に規定する所得の計算（以下この項において「公募入居者の所得の計算」という。）及び同規則第七条第四号若しくは第五号又は第二十六条第五号若しくは第六号に規定する事情（以下この項において「特別の事情」という。）がある場合において同日以後に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る同規則第七条第四号若しくは第五号又は第二十六条第五号若しくは第六号に規定する所得の計算（以下この項において「特別入居者の所得の計算」という。）について適用し、同日前に開始される特定優良賃貸住宅等の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る公募入居者の所得の計算及び特別の事情がある場合において同日前に特定優良賃貸住宅等の入居の申込みをした者に係る特別入居者の所得の計算については、なお従前の例による。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に行われる高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第五条に規定する所得の計算について適用し、同日前に行われる同条に規定する所得の計算については、なお従前の例による。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条第七号の規定は、令和十年七月一日以後に行われる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項第一号に規定する収入の計算について適用し、同日前に行われる同号に規定する収入の計算については、なお従前の例による。